

## 教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

### 1 日 時

令和2年 4月15日(水)  
開会 10時00分  
閉会 10時35分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、森脇健夫委員、黒田美和委員、北野誕生水委員  
欠席委員 大森達也委員

### 4 出席職員

教育長 木平芳定(再掲)、副教育長 宮路正弘  
次長(教職員担当) 山本健次、次長(学校教育担当) 諸岡伸、  
次長(育成支援・社会教育担当) 中野敦子、次長(研修担当) 吉村元宏  
教育総務課 課長 伊藤美智子、班長兼企画員 森将和  
福利・給与課 課長 青木茂昭、班長 田中宏明  
高校教育課 課長 井上珠美、班長 河合貞志、指導主事 西大希  
学校防災推進監 今町嘉範  
特別支援教育課 課長 赤尾時寛、課長補佐兼班長 谷口峻隆、  
指導主事 田中えみ  
小中学校教育課 課長 大塚千尋、指導主事 山本正人、指導主事 谷本博史  
社会教育・文化財保護課 課長 林幸喜  
文化振興課 課長 荒川健

### 5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第 1号	公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 2号	三重県総合博物館協議会委員の任命について	原案可決
議案第 3号	令和2年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について	原案可決

### 6 報告題件名

報告 1 令和2年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

5名中4名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（3月24日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名者の指名

黒田委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第2号、第3号は人事に関する案件のため非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の議案第1号を審議し、公開の報告1及び報告2の報告を受けた後、非公開の議案第2号及び第3号を審議する順番とすることを決定する。

### ・審議事項

#### 議案第1号 公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開） （青木福利・給与課長説明）

議案第1号 公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和2年4月15日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページをご覧ください。1ページは新旧対照表方式による規則改選案となっておりますが、まず2ページの規則案要綱で説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱 「1 改正理由」 住居手当の適用除外職員の見直しに伴い規定を整備する。「2 改正内容」 教職員住宅等に居住する職員について、住居手当の適用除外とする。「3 施行期日」 令和3年4月1日。

今回の規則改正につきましては、これまで住居手当の支給対象となっておりました福利厚生目的の教職員住宅を支給対象外とするものです。

見直しの背景としましては、奈良県、京都府以外の他の都道府県及び国は、支給対象外となっているという状況をふまえ、これまで人事委員会、他の任命権者と調整を進めてきて、このたび、職員団体との協議も整いましたので、今回、議案を提出させていただくものでございます。

1 ページに戻っていただき、規則内容です。第 2 条の各号で支給対象外となる三重県及び国の教職員住宅等を規定しております。

第 3 条で、単身赴任の職員の配偶者が居住する教職員住宅等もこれまで支給対象となっておりましたが、同様に支給対象外とするものです。

今回の見直しにつきましては、住居手当の支給対象外とする見直しであることから、一定の周知期間を設け、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしております。

#### 【質疑】

教育長

議案第 1 号はいかがでしょうか。

#### 【採決】

— 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 —

#### ・審議事項

#### 報告 1 令和 2 年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について (公開)

(井上高校教育課長・赤尾特別支援教育課長説明)

報告 1 令和 2 年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

令和 2 年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について、別紙のとおり報告する。令和 2 年 4 月 15 日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長 特別支援教育課長

資料をご覧ください。1 ページ「I 令和 2 年度三重県立高等学校等入学者選抜の概要について」報告します。「1 前期選抜等」をご覧ください。(1) 前期選抜は、2 月 6 日・7 日に全日制課程 49 校 113 学科・コース、定時制課程 5 校 12 学科、通信制課程 1 校 1 学科で、学科・コースの特色に応じた検査により実施しました。実施校数は、全ての課程で前年度と同じで、学科・コース数は、全日制課程は前年度より 2 学科・コース少なく、定時制課程及び通信制課程は、前年度と同じでした。全日制課程については、募集人員 3,664 人に対して、7,736 人の志願があり、志願倍率は前年度より 0.04 ポイント低い 2.11 倍、合格内定者は 3,879 人でした。定時制課程及び通信制課程については、ご覧のとおりです。

(2) 連携型中高一貫教育に係る選抜は、前年度同様、全日制課程 2 校 2 学科で実施しました。

(3) 特別選抜は、高等学校を中途退学した者など、既に中学校を卒業した者を対象とし、前年度同様、全日制課程 1 校 1 学科、定時制課程 5 校 12 学科で実施しまし

た。

次に、「2 後期選抜」についてです。後期選抜は、3月10日に学力検査を実施し、3月17日に、前期選抜等の合格内定者と合わせて合格者の発表を行いました。

(1) 最終志願状況に記載のとおり、全日制課程では募集人員7,444人に対し、8,012人の志願があり、志願倍率は前年度より0.03ポイント低い1.08倍でした。

定時制課程及び通信制課程については、ご覧のとおりです。

(2) 合格者の状況については、ご覧のとおりです。なお、※印にあります秋期入学者選抜については、北星高等学校で9月に実施します。

資料2ページの「3 再募集・追加募集」をご覧ください。(1) 再募集は、前期選抜・後期選抜の合格者数が入学定員に満たない学科において実施するものです。令和2年度選抜では、全日制課程29校45学科・コース、定時制課程11校15学科通信制課程2校2学科で実施しました。募集定員、志願者数、合格者数はご覧のとおりです。

(2) 追加募集は、再募集においても入学定員に満たない夜間定時制課程の高等学校で行われるもので、夜間定時制課程11校12学科で実施しました。

「4 合格者総数」は、全日制課程が11,068人、定時制課程が362人、通信制課程79人でした。

次に、「Ⅱ 令和2年度三重県立高等学校専攻科入学者選抜の概要について」報告します。四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科では、9月13日に特別選抜、11月8日に一般選抜を実施しました。

水産高等学校漁業専攻科及び機関専攻科では、3月10日に入学者選抜を実施しました。入学定員、志願者数、合格者数は、ご覧のとおりです。

なお、桑名高等学校衛生看護専攻科では、5年一環教育のため、専攻科の入学者選抜は実施していません。

以上で、令和2年度三重県立高等学校等入学者選抜の概要についての報告を終わります。

引き続きまして、「Ⅲ 令和2年度三重県立特別支援学校入学者選考の概要について」報告させていただきます。資料の説明の前に、特別支援学校の入学者選考の制度について説明させていただきます。県立高等学校では入学定員を設定し、受検者の中から、ある基準に従って合格者を選ぶという選抜を実施しております。

一方、県立特別支援学校高等部では、選抜ではなく選考を実施しております。選考を希望する生徒、保護者には、該当する特別支援学校を1月末までに見学いただき、個別に教育相談を受けてもらうこととしております。これは、特別支援学校の教育内容等を十分にご理解いただき、障がいの状況を踏まえて、特別支援学校で学ぶことをイメージしていただくためでございます。その上で、受検時には事前に聴き取った内容に配慮した諸検査及び面接を行い入学者を決定しますので、結果といたしまして、特別支援学校高等部の選考に不合格はございません。

それでは、資料3ページをご覧ください。まず、2月7日に実施しました選考につ

きましてご報告いたします。県立高等学校の前期選抜に合わせて実施いたしました。特別支援学校17校の合計として、255名が受検し、255名全員を合格としました。内訳は、特別支援学校中学部からが105名、市町の中学校からが150名でした。各学校の状況につきましては、資料にお示ししたとおりでございます。

次に、3月10日に実施しました再募集による選考についてです。これは、当該学校で教育相談を受けた者のうち、2月7日の選考を欠席した者を対象に県立高等学校の後期選抜に合わせて実施いたしました。特別支援学校7校で11名が受検し、合格者が11名です。内訳は、特別支援学校中学部からが3名、市町の中学校からが8名でした。したがって、資料の4ページにお示ししたとおり、高等部の合格者総数は、選考と再募集を合わせまして266名で、その内訳は、特別支援学校中学部からが108名、市町の中学校からが158名でございます。

令和2年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要についての報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

#### 【質疑】

教育長

報告1は、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

#### 報告2 新型コロナウイルス感染症に関する対応について (公開)

(伊藤教育総務課長提案 今町学校防災推進監説明)

報告2 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

新型コロナウイルス感染症に関する対応について、別紙のとおり報告する。令和2年4月15日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長

説明は、学校防災推進監よりさせていただきます。

(今町学校防災推進監)

新型コロナウイルス感染症に関する対応について、ご報告いたします。県立学校につきましては、これまで国の通知やガイドラインをふまえ、臨時休業、教育活動の再開等の措置を講じてまいりましたが、全国的に新型コロナウイルスへの感染が拡大しており、本県からの通勤などの人の移動が多い愛知県においても、感染者数の増加に加え、感染経路が判明しない件数も増加し、本県での感染リスクも、これまでになく高まっているところです。

また、隣接する岐阜県では、新たなクラスターが発生しているほか、大阪府においても、先般、特別措置法に基づく緊急事態宣言がなされるなど、周辺における状況が急変しております。

学校における教育活動については、児童生徒の安全を第一に考えながら、学びの継続との両立を慎重に検討し対応してきたところです。今回のこれまでとは異なる次元の感染のリスクの高まりを受け、全ての県立学校について、臨時休業とすることとい

たしました。臨時休業の期間につきましては、一部を除き、4月15日から5月6日としております。

なお、4月13日以降に入学式を行う35校をはじめ、各学校が新学期の開始時期であり、休業期日前には臨時休業期間中の過ごし方や、学習方法を伝える必要があること、保護者が少しでも準備できる期間を設ける必要があることを考慮いたしまして、13日と14日は、通学時の混雑緩和を含め、感染対策を徹底して登校することとし、臨時休業の期間を4月15日から5月6日までとしたところです。

また、それぞれの学校ごとに通学時の公共交通機関の混雑状況を確認し、必要に応じて登校時間の調整、始業時間の変更により混雑の解消を図るとともに、これらにより対応できない高等学校8校、特別支援学校5校については、4月13日と14日に臨時バスを運行いたしました。

2ページ目の「3 学校の対応」でございます。学校の対応としましては、臨時休業中の児童生徒の健康管理や連絡体制の確保に努めるとともに、(3)の教育課程にございます①の家庭学習におきましては、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を課すとともに、教科書と併用できる適切な教材を提供いたします。

また、学習に著しい遅れが生じることのないよう、紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材等を活用した学習など、必要な措置を講じてまいります。

②の登校日については、児童生徒の学習状況の確認や生徒指導、健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日を設け、その際には分散登校や、人が密集しない環境の確保など、感染拡大防止のための措置等を講じます。

また、登下校が通勤時間帯と重ならないよう配慮するとともに、終了後は速やかに帰宅させるようにいたします。

特別支援学校の幼児・児童生徒には、保護者が仕事を休めない場合に、自宅等で一人で過ごすことができない場合が考えられることから、多くの幼児・児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行った上で、必要最小限の人数に絞って登校させるなどの対応を行ってまいります。

このほか、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒の心のケア等に配慮してまいります。

「4 県教育委員会の対応」でございます。1つ目、各学校の登校日の設定状況や登校日に実施する内容を把握し、各学校における感染防止対策や学習支援の取り組みに対し、必要に応じて指導助言を行ってまいります。

2つ目、臨時休業に伴う教育活動への影響を考慮し、子どもたちの家庭での学びを支援するため、オンライン教育について検討いたします。

3つ目、休業期間中の登校日に児童生徒が安全に安心して登校できるよう、特に時差通学等での対応が難しいバスや鉄道の路線等に混雑を緩和するため、バスを運行いたします。

4つ目、特別支援学校については、休業中に登校する児童生徒に対応するため、スクールバスを運行するとともに、昼食を提供してまいります。

4月13日以降、感染防止対策に十分に努めた上で、予定どおり35校で入学式が行われています。

一方で、教育活動を再開いたしました際に、不安を抱えて欠席する生徒もいたことから、本人、保護者の思いを傾聴するとともに、臨時休業期間中もきめ細かな対応のための工夫を行うことで、児童生徒及び保護者が抱える不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

#### 【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。

森脇委員

細かいことですが、保護者の不安や心配で、そういう入学式等を欠席した児童生徒については、出席停止というふうにみなすのか、それとも欠席と見なすのかということについては、どう対応されるのでしょうかというのが1つ。

もう1つは、大きな問題ですが、各市町教委との関係について、県立学校はこれでいいと思うんですが、各市町教委の対応は、殆ど県教委と関係なく行われているようにも思いますが、各市町教委への指導助言という役割が県教委にはあると思うんですが、その点はいかがでしょうか。

宮路副教育長

1点目の不安等で欠席した子ども、出席停止という言葉は、考え方は難しいんですが、欠席とはしないということで、当初から、さらに休校時から不安があって来られない子どもについては、欠席にしないという対応を学校に通知をしまして、結果的には出席停止という記録にはなるんですが、そういう配慮はしてきているところです。

2つ目の市町の関係ですが、県としては、県のこういう考え方でこういう対応をしますということは、市町に通知なりで出させていただいて、一方で通学状況、県立の場合は市町を越えて通学をしたりとか、いろんな状況が異なりますので、特に電車通学とかは高校等に限られる話ですので、そういう部分が異なるところで、市町が市町の状況に応じて判断をいただくということで、県としては、県の対応、考え方はこういう形でやりますので、参考に市町の状況に応じて対応をいただくことをお願いすることになります。

森脇委員

一応、委ねるということですね。

黒田委員

我々が経験をしたことのないようなところに直面しているので、どうしても慎重にならざるを得ないとは思いますが、生徒のことに対しては、このように対応してもらっているということ。

あと、教職員の勤務は通常どおりとしますという記載がありますが、何かしら先生方からの要望であったりとか、そういうことは今のところはないんですか、特には上がってないんですか。

山本次長

コロナに関しては、国のほうもそうですが、特別休暇の制度を新たに今回、作られ

ております。一定、こういった場合については、特別休暇の対象となるというのがございまして、例えば、職員又はその親族に発熱等の症状が見られることから、療養する必要があり勤務しないことがあるとか、あと、今回、臨時休業に伴って、子どもの世話をを行う職員が、その世話をするために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合については、これまで特別休暇として地震・水害・火災、その他災害による出勤困難というところを拡大して、休暇制度を設けております。

森脇委員

在宅勤務は認めないんですか。

山本次長

在宅勤務は、現在のところ、まだそこまでは至っておりませんが、今後、検討していかないといけないとは考えております。

教育長

よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

**・審議事項**

**議案第2号 三重県総合博物館協議会委員の任命について（非公開）**

林社会教育・文化財保護課長が提案、荒川文化振興課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**・審議事項**

**議案第3号 令和2年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について（非公開）**

大塚小中学校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。